



平成29年7月3日

## 平成29年度第2回国営事業評価技術検討会を開催します

北海道開発局では、国営土地改良事業等の効率性及び透明性の向上を図るため、事業評価を実施しており、この度、平成29年度第2回国営事業評価技術検討会を下記のとおり開催します。

なお、本技術検討会開催後、議事概要等をホームページで公表します。

### 記

日時：平成29年7月11日(火) 13:30～

場所：札幌1合同庁舎10階 共用第1号会議室  
(札幌市北区北8条西2丁目)

内容：平成29年度事業評価結果(案)の諮問、審議

会場の席に限りがあるため、傍聴を希望される方は、前日までに以下のとおり連絡願います。

【宛先】北海道開発局農業水産部農業計画課 国営事業評価技術検討会事務局

FAX番号 011-709-2145

メールアドレス hkd-ky-jigyouchyouka@ml.mlit.go.jp

【記載事項】氏名(ふりがな)、連絡先住所、電話番号

(差し支えなければ勤務先、所属団体も記載して下さい。)

※御提供いただいた個人情報は、受付確認のため使用し、他の目的には使用いたしません。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表) 011-709-2311

事後評価：農業水産部 農業計画課 事業計画推進官 高久 俊宏 (内線 5513)

農業水産部 農業計画課 負担対策専門官 佐々木信也 (内線 2068)

再評価：農業水産部 農業整備課 課長補佐 松岡 宗太郎 (内線 5573)

北海道開発局ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/>



## 平成29年度国営事業評価技術検討会委員名簿

おかむら としくに  
岡村 俊邦 特定非営利活動法人近自然森づくり協会理事長

こんの ひろの  
紺野 裕乃 北海道開発技術センター調査研究部首席研究員

ながさわ てつあき  
◎長澤 徹明 北海道大学名誉教授

なかはら じゅんいち  
中原 准一 酪農学園大学名誉教授

はたの りゅうすけ  
波多野 隆介 北海道大学大学院農学研究院教授

もり くみこ  
森 久美子 作家・エッセイスト

(五十音順 敬称略、◎は委員長)

公共事業の事業評価〔期中の評価〕（国営土地改良事業等再評価）  
平成29年度実施地区一覧

（国営かんがい排水事業）

都道府県	地区名	採択年度	総事業費 (百万円)	主要工事
北海道	ふらの	H14	9,300	東郷ダム改修、揚水機場1箇所、用水路8.4km ファーム Pond 2箇所、水管理施設一式

（国営環境保全型かんがい排水事業）

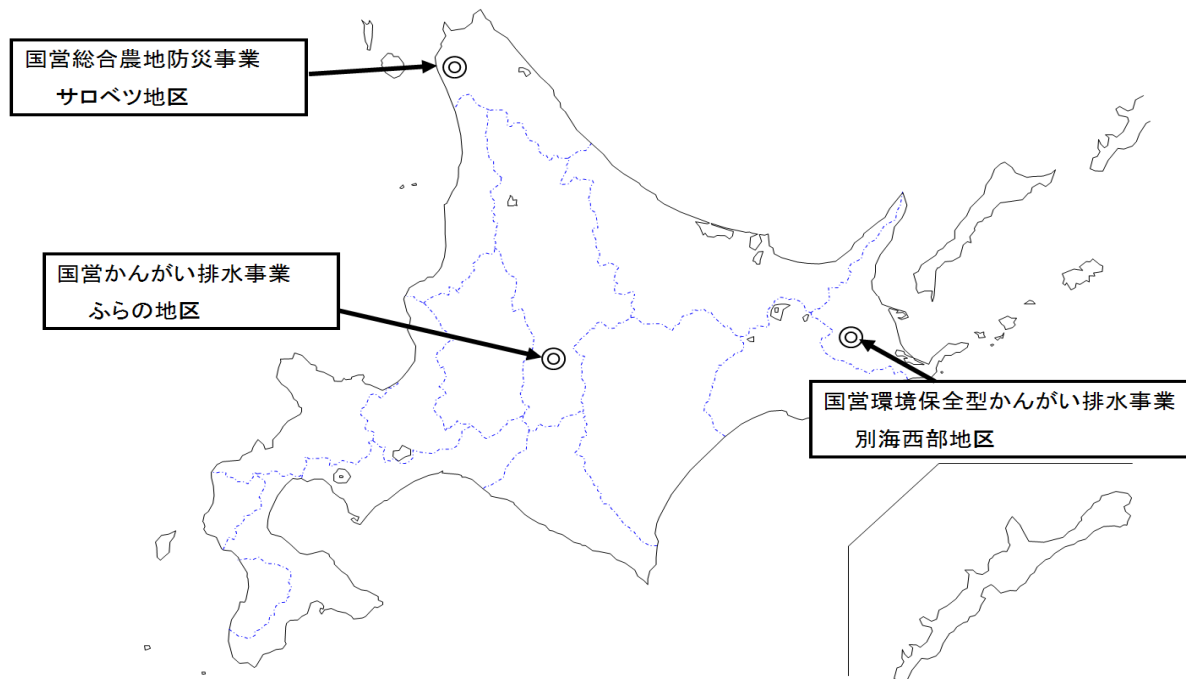
都道府県	地区名	採択年度	総事業費 (百万円)	主要工事
北海道	べつかいせいびが 別海西部	H19	22,000	用水路100.7km、取水井戸1箇所、排水路17.0km

（国営総合農地防災事業）

都道府県	地区名	採択年度	総事業費 (百万円)	主要工事
北海道	サロベツ	H19	24,600	排水路42.4km、農地保全工一式

注) 総事業費、主要工事計画は、現事業計画ベースの内容を記載。

平成29年度 再評価実施地区位置図



## 平成29年度事後評価公表地区一覧

### (畑地帯総合土地改良パイロット事業)

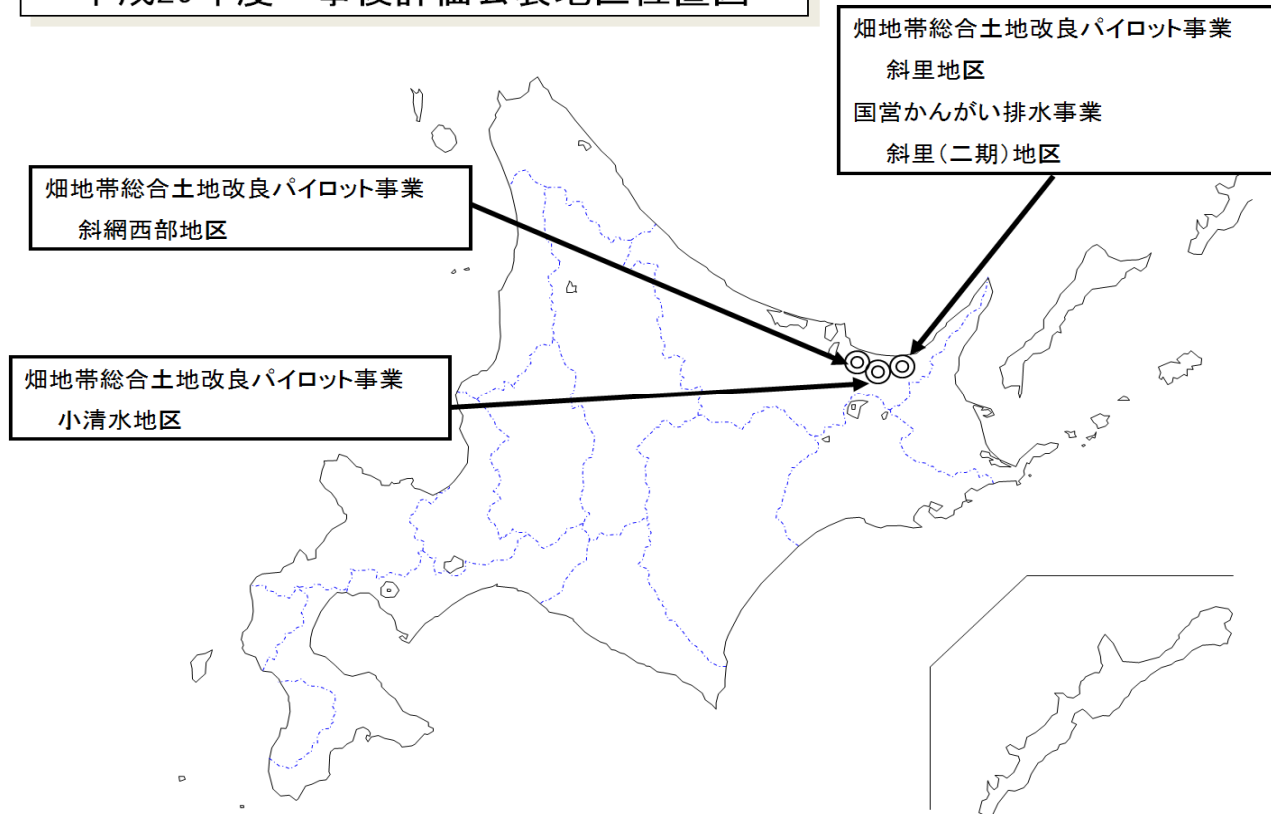
地区名	関係市町村	事業期間	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事
こしみず 小清水	小清水町、清里町、斜里町	S53～H21 (H22)	12,910	89,751	貯水池1箇所(他2地区と共用) 頭首工3箇所(1箇所は他2地区と共用) 用水路421.5km、排水路9.1km 区画整理7,593ha、農地造成778ha、農道32.5km
しゃもうせいぶ 斜網西部	網走市、大空町、小清水町	S58～H21 (H22)	4,357	42,688	貯水池1箇所(他2地区と共用) 頭首工2箇所(1箇所は他2地区と共用) 揚水機3箇所、用水路184.4km、排水路12.3km 農地造成453ha、農道4.0km
しゃり 斜里	斜里町	S61～H21 (H22)	4,939	29,050	用水路74.4km、排水機1箇所、排水路30.4km 農地造成235ha、農道6.0km

### (国営かんがい排水事業)

地区名	関係市町村	事業期間	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	主要工事
しゃり 斜里(二期)	斜里町	H3～H21 (H22)	2,194	11,782	貯水池1箇所(他2地区と共用) 頭首工1箇所(他2地区と共用)

注) 事業期間の括弧書きは完了公告年度

### 平成29年度 事後評価公表地区位置図



## 傍聴に当たっての留意事項

国営事業評価技術検討会

- 1 会議を傍聴する方は、あらかじめ事務局の用意する所定の書式に氏名等を記入願います。
- 2 会議を傍聴する方は次の事項を遵守<sup>じゅんしゅ</sup>してください。これらの事項に反する行為をした場合は、退場等の措置を取ることがあります。  
なお、会場の都合により会議の傍聴者数を制限する場合があります。
  - 1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法などにより、委員の発言等に対して公然と賛否を表明することは御遠慮願います。
  - 2) 傍聴に当たって、報道機関関係者の方はカメラ、ビデオカメラ、ボイスレコーダー等による撮影、録音行為は可能です。
  - 3) 食事及び喫煙は御遠慮願います。
  - 4) その他、会場の秩序を乱し、会議の適切な運営の支障となるような行為は御遠慮願います。